

# 多摩市エコショップ認定制度について



資源循環推進課 4R推進担当

令和6年4月1日



## 1 目的

多摩市エコショップ認定制度は、ごみの発生抑制、減量化及び資源化により、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を多摩市エコショップとして認定し、エコショップの活動を広く市民に周知することにより、利用の推奨及び市民のごみ減量意識の向上を図り、もってごみの減量化等の一層の推進及び資源循環型社会の構築に資することを目的としております。

具体的には、認定されたエコショップでは、レジ袋の削減や資源の店頭回収、販売方式の工夫等のごみ減量活動に努めていただき、市はごみ有料指定袋等の販売手数料率を優遇する施策や「たま広報」、公式ホームページ、情報紙などを通して利用の推奨等のPRに努めていく制度です。

この制度は、「多摩市エコショップ認定制度実施要綱」に基づき実施していきます。

## 2 内容

多摩市エコショップ認定制度は、平成19年11月1日の制定以降、活動の活性化を目指して、時機を捉えて改正を実施しています。

平成24年度以降は、店舗のごみ減量活動をより詳細に評価する認定基準で各店舗の取り組み項目を評価し、その評価点数の合計でエコショップのランク付け（S・I・II・一般の4段階）を行い、ランクに対応するようにごみ有料指定袋の販売手数料率を段階的に設定（12%・10%・8%・6%）しています。

これは、積極的かつ先駆的にごみ減量活動に取り組んでいる店舗を公正に評価するとともに適正な販売手数料率をインセンティブとして付与することで、さらなる事業者活動を喚起し、一層のごみの減量化・資源化及び地球にやさしい資源循環型社会の構築を目指すものです。

また、特に評価の高い店舗を従来のエコショップ以上という意味で「スーパーエコショップ」として認定しています。

## 3 認定の対象

エコショップの認定を受けることができる小売店舗は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、その他の小売店舗のうち、ごみの減量化等に関する事項の実施について別に定める基準（4 認定の基準）を満たすものとします。

## 4 認定の基準

次の取り組みを行っていることが条件となり、店舗区分（A・B・C）ごとに定める評価点数を越えないと認定は受けられません。

(1) エコショップ認定調査書 (区分A店舗用)

エコショップ認定調査書 (店舗区分A スーパーマーケット)

活動区分	No	項目	評価 点数	
減らそうレジ袋! 「発生抑制」の 取り組み	1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率25%以上のレジ袋等を提供している	2	
捨てるくらし から活かすく らしへ「資源 として店頭 回収」の取り 組み	2	紙パックの回収	5	
	3	アルミつき紙パックの回収	5	
	4	マルチパックの回収	5	
	5	食品トレイ (白色または有色) の回収	5	
	6	廃プラスチック容器 (プラ製トレイ、又は玉子パック等) の回収	5	
	7	缶 (アルミ・スチール) の回収	4	
	8	ペットボトルの回収	4	
	地球にやさしい 「販売方 式」の取り組 み	9	商品のばら売り、計り売り又は裸売りのいずれかでの販売	4
10		リターナブルびん商品を販売し、回収もしている	4	
11		有料指定袋のばら売り 可燃 ( 50 100 200 400 )	4	
		有料指定袋のばら売り 不燃 ( 50 100 200 400 )	4	
		有料指定袋のばら売り プラ ( 200 )	4	
12		詰替え商品の販売	3	
13	環境配慮商品の販売	3		
「事業系ご みの減量と 資源化」等の 取り組み	14	食品リサイクル (生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等) により、ごみの減量と資源化に努めている (廃油、魚のアラ等は2点のみ加点)	5	
	15	食品ロスの削減にとりくんでいる。 取組内容① ( )	3	
		取組内容② ( )	3	
		取組内容③ ( )	3	
	16	産業廃棄物 (廃プラスチック類・その他不燃物等) の分別かつ古紙類 (ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等) の分別を行っている	2	
		プラスチックの削減に努めている。 取組内容① ( )	3	
		取組内容② ( )	3	
		取組内容③ ( )	3	
	「その他」の 取り組み	18	買物客に対して目のつきやすい場所での市の発行物 (ごみ減量情報紙等) の掲示や置き場の設置	5
		19	店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している 取組内容① ( )	3
取組内容② ( )			3	
取組内容③ ( )			3	
※No. 1の「等」は、プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上又は海洋生分解性プラスチックの配合率100%のレジ袋を指しています。			100	
※No. 15, 17, 19は取組内容によって変動します。申請に基づき、エコショップ認定審査会において、評価を行います。			評価	

(2) 店舗区分：A（スーパーマーケット）

認定区分	条件	販売手数料率
スーパーエコショップ	認定調査書の評価点数の合計が <b>81点以上</b>	<b>12%</b>
エコショップⅠ	認定調査書の評価点数の合計が <b>80点～66点</b>	10%
エコショップⅡ	認定調査書の評価点数の合計が <b>65点～51点</b>	8%
一般店舗	認定調査書の評価点数の合計が <b>50点以下</b>	6%

区分Aは、認定調査書の評価点数が合計51点以上ないとエコショップ認定を受けられません。エコショップ認定を受けなくても、多摩市ごみ有料指定袋の販売は出来ますが、販売手数料率は6%です。

エコショップ認定は評価点数の合計によって、スーパーエコショップ、エコショップⅠ、エコショップⅡの3つの区分で認定し、認定区分に応じて販売手数料は12%から8%になります。

(3) エコショップ認定調査書（区分B店舗用）

エコショップ認定調査書（店舗区分B コンビニエンスストア）

活動区分	No	項目	評価 点数
減らそうレジ袋！ 「発生抑制」の 取り組み	1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率25%以上のレジ袋等を提供している	2
	2	紙パックの回収	6
捨てるくらし から活かすく らしへ「資源 として店頭 回収」の取り 組み	3	アルミつき紙パックの回収	6
	4	マルチパックの回収	6
	5	食品トレイ（白色または有色）の回収	6
	6	廃プラスチック容器（プラ製トレイ、又は玉子パック等）の回収	6
	7	缶（アルミ・スチール）の回収箱の設置	2
	8	ペットボトルの回収箱の設置	2
地球にやさしい 「販売方 式」の取り 組み	9	商品のばら売り、計り売り又は裸売りのいずれかでの販売	3
	10	リターナブルびん商品を販売し、回収もしている	4
	11	有料指定袋のばら売り 可燃（ 50 100 200 400 ）	4
	11	有料指定袋のばら売り 不燃（ 50 100 200 400 ）	4
	11	有料指定袋のばら売り プラ（ 200 ）	4
12	詰替え商品の販売	3	
13	環境配慮商品の販売	3	
「事業系ご みの減量と 資源化」等の 取り組み	14	食品リサイクル（生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等）により、ごみの減量と資源化に努めている（廃油、魚のアラ等は2点のみ加点）	4
		食品ロスの削減にとりくんでいる。	
		取組内容①（ ）	2
	15	取組内容②（ ）	2
		取組内容③（ ）	2
	16	産業廃棄物（廃プラスチック類・その他不燃物等）の分別かつ古紙類（ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等）の分別を行っている	4
		プラスチックの削減に努めている。	
		取組内容①（ ）	3
	17	取組内容②（ ）	3
		取組内容③（ ）	3
「その他」の 取り組み	18	買物客に対して目のつきやすい場所での市の発行物（ごみ減量情報紙等）の掲示や置き場の設置	4
		店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している	
		取組内容①（ ）	4
	19	取組内容②（ ）	4
	取組内容③（ ）	4	
※No.1の「等」は、プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上又は海洋生分解性プラスチックの配合率100%のレジ袋を指しています。			100
No.2の「紙パックの回収」は、店舗独自による処理であれば6点、エコプラザ多摩への持込による処理であれば2点とします。			評価
※No.15,17,19は取組内容によって変動します。申請に基づき、エコショップ認定審査会において、評価を行います。			

(4) 店舗区分：B（コンビニエンスストア）

認定区分	条件	販売 手数料率
スーパーエコショップ	認定調査書の評価点数の合計が <b>61点以上</b>	12%
エコショップⅠ	認定調査書の評価点数の合計が <b>60点～51点</b>	10%
エコショップⅡ	認定調査書の評価点数の合計が <b>50点～41点</b>	8%
一般店舗	認定調査書の評価点数の合計が <b>40点以下</b>	6%

区分Bは、認定調査書の評価点数が合計41点以上ないとエコショップ認定を受けられません。エコショップ認定を受けなくても、多摩市ごみ有料指定袋の販売は出来ますが、販売手数料率は6%です。

エコショップ認定は評価点数の合計によって、スーパーエコショップ、エコショップⅠ、エコショップⅡの3つの区分で認定し、認定区分に応じて販売手数料は12%から8%になります。

(5) エコショップ認定調査書 (区分C店舗用)

エコショップ認定調査書(店舗区分C その他の小売店舗用(食品※あり))

※生鮮品、日配品を指します

活動区分	No	項目	評価 点数	
減らそうレジ袋! 「発生抑制」の取り組み	1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率25%以上のレジ袋等を提供している	2	
	2	紙パックの回収	3	
	捨てるくらしから活かすくらしへ「資源として店頭回収」の取り組み	3	アルミつき紙パックの回収	3
		4	マルチパックの回収	3
		5	缶(アルミ・スチール)の回収(自販機業者の回収を除く)	3
		6	ペットボトルの回収(自販機業者の回収を除く)	3
地球にやさしい「販売方式」の取り組み	7	リターナブルびん商品を販売し、回収もしている	5	
	8	商品のばら売り、計り売り又は裸売りのいずれかでの販売	5	
	9	有料指定袋のばら売り 可燃(50 100 200 400)	4	
		有料指定袋のばら売り 不燃(50 100 200 400)	4	
		有料指定袋のばら売り プラ(200 400)	4	
10	詰替商品の販売	3		
11	環境配慮商品の販売	4		
「事業系ごみの減量と資源化」の取り組み	12	食品ロス・プラスチックの削減に取り組んでいる	4	
		取組内容①( )		
		取組内容②( )		
	13	取組内容③( )	4	
13	店舗で排出する古紙類(ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等)を分別し、燃やせるごみの減量と資源化を徹底している	5		
「その他」の取り組み	14	買物客に対して目のつきやすい場所での市の発行物(ごみ減量情報紙等)の掲示や置き場の設置	5	
	15	店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している	4	
		取組内容①( )		
		取組内容②( )		
	取組内容③( )	4		
※No. 1の「等」は、プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上又は海洋生分解性プラスチックの配合率100%のレジ袋を指しています。 ※No. 2の「紙パックの回収」は、店舗独自による処理であれば3点、エコプラザ多摩への持込による処理であれば1点とします。 ※No. 12, 15は取組内容によって変動します。申請に基づき、エコショップ認定審査会において、評価を行います。			80	
			評価	

エコショップ認定調査書(店舗区分C その他の小売店舗用(食品※なし))

※生鮮品、日配品を指します

活動区分	No	項目	評価 点数
減らそうレジ袋！「発生抑制」の取り組み	1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率25%以上のレジ袋等を提供している	2
	2	紙パックの回収	3
捨てるくらしから活かすくらしへ「資源として店頭回収」の取り組み	3	アルミつき紙パックの回収	3
	4	マルチパックの回収	3
	5	缶（アルミ・スチール）の回収（自販機業者の回収を除く）	3
	6	ペットボトルの回収（自販機業者の回収を除く）	3
地球にやさしい「販売方式」の取り組み	7	リースやレンタル、中古品を取り扱っている。	5
	8	物品の繰り返しの使用している。（ハンガー、紙袋、レジ袋などの回収再利用）	5
	9	有料指定袋のばら売り 可燃（ 50 100 200 400 ）	4
		有料指定袋のばら売り 不燃（ 50 100 200 400 ）	4
		有料指定袋のばら売り プラ（ 200 400 ）	4
10	詰替商品の販売	3	
11	環境配慮商品の販売	4	
「事業系ごみの減量と資源化」の取り組み		プラスチックの削減に努めている。	/
		取組内容①（ ）	
	12	取組内容②（ ）	4
		取組内容③（ ）	4
13	店舗で排出する古紙類（ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等）を分別し、燃やせるごみの減量と資源化を徹底している	5	
「その他」の取り組み	14	買物客に対して目のつきやすい場所での市の発行物（ごみ減量情報紙等）の掲示や置き場の設置	5
		店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している	/
		取組内容①（ ）	
	15	取組内容②（ ）	4
	取組内容③（ ）	4	
※No. 1の「等」は、プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上又は海洋生分解性プラスチックの配合率100%のレジ袋を指しています。			80
※No. 2の「紙パックの回収」は、店舗独自による処理であれば3点、エコプラザ多摩への持込による処理であれば1点とします。			評価
※No. 12, 15は取組内容によって変動します。申請に基づき、エコショップ認定審査会において、評価を行います。			

(6) 店舗区分：C（その他小売店舗）

認定区分	条件	販売 手数料率
スーパーエコショップ	認定調査書の評価点数の合計が 41点以上	12%
エコショップⅠ	認定調査書の評価点数の合計が 40点～31点	10%
エコショップⅡ	認定調査書の評価点数の合計が 30点～21点	8%
一般店舗	認定調査書の評価点数の合計が 20点以下	6%

区分Cは、認定調査書の評価点数が合計21点以上ないとエコショップ認定を受けられません。エコショップ認定を受けなくても、多摩市ごみ有料指定袋の販売は出来ませんが、販売手数料率は6%です。

エコショップ認定は評価点数の合計によって、スーパーエコショップ、エコショップⅠ、エコショップⅡの3つの区分で認定し、認定区分に応じて販売手数料は12%から8%になります。

5 申請要件

レジ袋に関して、以下の項目のいずれかであることが必須です。

- ① レジ袋を提供していない
- ② レジ袋を有償で提供している
- ③ バイオマス配合率25%以上の表示のあるレジ袋を提供している
- ④ プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上の表示のあるレジ袋を提供している
- ⑤ 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の表示のあるレジ袋を提供している

6 申請方法

(1) 申請書類

- ① 多摩市エコショップ認定（更新）申請書（第1号様式）  
必要事項を記入してください。
- ② エコショップ認定調査書  
実施している取り組みを記入してください。
- ③ 廃棄物処理状況調査書（区分A・Bのみ）  
廃棄物の処理の方法や収集運搬業者を記入してください。

(2) 申請書類送付先

〒206 - 0024

多摩市諏訪6-3-2 多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）

多摩市環境部 資源循環推進課 4R推進担当

電話：042-338-6836 FAX：042-356-3919

## 7 申請期間

随時受け付けています。

## 8 エコショップ認定審査会による審査

エコショップ申請をされた小売店舗については、多摩市エコショップ認定審査会において、書類審査、現地検査等の審査を経て認定の可否を決定します。

市長は、審査会の決定に基づき、多摩市エコショップ認定結果通知書（第2号様式）を当該申請者へ通知し、また、多摩市エコショップ認定書（第3号様式）及び認定店表示板も交付しています。

## 9 認定期間

多摩市エコショップ認定書（第3号様式）に記載のとおり

## 10 認定期間中の取り組みの変更について

認定期間中、店舗の認定内容に変更があった場合は、多摩市エコショップ認定変更申請書（第5号様式）を速やかに提出してください。店舗からの申請に基づき、再認定の審査を実施します。審査の結果、エコショップ認定調査書の評価点数の合計の増減による認定区分の変更及び販売手数料率の変更については、再認定を受けた翌月から反映します。

また、認定期間中、店舗の認定内容に係る取り組みの未実施が判明した際は、店舗の申請に関わらず、再認定の審査を実施し、審査の結果、評価点数を減点する場合があります。その結果、認定区分の変更及び販売手数料率の変更を伴う場合は、再認定の翌月から反映します。

## 11 認定の取り消しについて

エコショップ認定店舗や新規申請店舗において、認定の基準に満たない場合や認定することが適当でないと認められる場合は、エコショップの認定を取り消します。その際は、多摩市エコショップ認定取消通知書（第6号様式）により、当該小売店舗に通知します。

認定取消通知書を受けた小売店舗は、速やかに多摩市エコショップ認定書及び多摩市エコショップ認定店表示板を返還してください。

なお、認定の取り消しがあっても有料指定袋の取り扱い及び販売については、引き続き実施できます（但し、販売手数料は6%です）。また、店舗において新たに認定に係るごみ減量活動の取り組みをされるのであれば、再認定のための申請も随時受け付けています。

## 12 認定の辞退について

エコショップの認定を辞退しようとする店舗は、多摩市エコショップ認定辞退届出書（第7号様式）に多摩市エコショップ認定書及び多摩市エコショップ認定店表示板を添付して提出してください。

13 認定による支援

エコショップとして認定された小売店は、店舗の名称・発生抑制策や減量化等に関する活動内容を市のホームページなどで紹介し、利用の推奨やその活動を支援します。

14 エコショップ認定店表示板



15 問い合わせ先

多摩市環境部 資源循環推進課 4R 推進担当

電話：042-338-6836 FAX：042-356-3919

○多摩市エコショップ認定制度実施要綱

平成19年10月31日多摩市告示第469号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの発生抑制、減量化及び資源化（以下「ごみの減量化等」という。）により環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を多摩市エコショップ（以下「エコショップ」という。）として認定し、エコショップの活動を広く市民に周知をすることにより、利用の推奨及び市民の意識の高揚を図り、もってごみの減量化等の一層の推進及び資源循環型社会の構築に資することを目的とする。

(認定対象店舗)

第2条 エコショップの認定を受けることができる小売店舗は、スーパーマーケット（以下「区分A店舗」という。）、コンビニエンスストア（以下「区分B店舗」という。）又はその他の小売店舗（以下「区分C店舗」という。）のうち、次に掲げるごみの減量化等に関する事項の実施について、別に定める基準を満たすものとする。

(1) レジ袋（小売店舗が商品の販売に際して消費者に提供するプラスチック製の買物袋（持手が設けられているものに限る。）をいう。以下同じ。）削減の推進

(2) 簡易包装の推進

(3) 詰め替え製品の販売の促進

(4) 資源回収の推進

(5) 消費者に対するごみの減量化等の啓発

(6) 店舗におけるごみの減量化等の推進

(7) 市のごみの減量化等に関する施策への協力

(8) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量化等に有効な活動の推進

2 前項第1号に掲げる事項を実施する小売店舗は、次のいずれかを行うものでなければならない。

(1) レジ袋を提供していないこと。

(2) レジ袋を有償で提供していること。

(3) バイオマス配合率25パーセント以上のレジ袋であって、その旨が表示されているものを提供していること。

(4) プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上のレジ袋であって、その旨が表示されているものを提供していること。

(5) 海洋生分解性プラスチックの配合率100パーセントのレジ袋であって、その旨が表示されているものを提供していること。

(認定申請)

第3条 エコショップの認定を受けようとする者は、多摩市エコショップ認定（更新）申請書（第1号様式）に、別に定めるエコショップ認定調査書及び廃棄物処理状況調査書（区分C店舗の場合は、エコショップ認定調査書）を添付して多摩市長（以下「市長」という。）に申請をしなければならない。

(認定の決定等)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、別に定める多摩市エコショップ認定審査会（以下

「審査会」という。)に当該エコショップの認定についての審査を行わせるものとする。

2 市長は、審査会の審査結果を踏まえ、エコショップの認定の可否を決定し、認定することが適当であると認めるときは、多摩市エコショップ認定結果通知書(第2号様式)により当該申請をした小売店舗に通知するとともに、多摩市エコショップ認定書(第3号様式。以下「認定書」という。)及び別に定める多摩市エコショップ認定店表示板(以下「認定店表示板」という。)を交付するものとする。

3 前項の認定の有効期間は、区分A店舗及び区分B店舗については認定の日から2年以内とし、区分C店舗については認定の日から3年以内とする。

(認定の変更及び更新)

第5条 認定書の交付を受けた小売店舗(以下「認定店」という。)は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに多摩市エコショップ認定変更申請書(第4号様式)により市長に申請をしなければならない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、変更の申請について準用する。

3 変更に伴うエコショップの認定の有効期間は、変更認定の日から変更前の認定の有効期間が満了する日までとする。

4 認定店は、有効期間の満了後継続してエコショップの認定を受けようとするときは、第3条の規定による認定の申請を行わなければならない。

(協力事項)

第6条 認定店は、認定店表示板を店舗に掲示し、消費者に対してごみの減量化等の推進役を努めるとともに、ごみの減量化等に関する市の施策に協力するものとする。

2 認定店は、ごみの減量化等に関する取組内容について、多摩市エコショップ年次活動報告書(第5号様式)に第2条第1項各号に掲げる事項に関する実施状況を記載した書類を添付して毎年市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、エコショップの認定の要件となったごみの減量化等の取組を実施していない認定店に対し、取組の実施を求めることができる。

2 市長は、認定店が前項の求めに応じないときその他エコショップとしての認定が適当でないとき認めるときは、当該認定店に対して、審査会の審査を経て、認定の取消しをすることができる。

3 市長は、前項の規定によりエコショップの認定を取り消したときは、多摩市エコショップ認定取消通知書(第6号様式)により当該小売店舗に通知するものとする。

4 前項の認定取消通知書を受けた小売店舗は、速やかに認定書及び認定店表示板を市長に返還しなければならない。

(辞退届)

第8条 エコショップの認定を辞退しようとする認定店は、多摩市エコショップ認定辞退届出書(第7号様式)に認定書及び認定店表示板を添えて、市長に届け出るものとする。

(表彰)

第9条 市長は、ごみの減量化等の活動についてその成果が特に顕著な認定店を表彰することができる。

(市民への周知)

第10条 市長は、エコショップ認定制度について広く市民に周知するとともに、認定店の利用を推奨し、認定店がごみの減量化等の推進役となるよう市民に対する広報及び啓発を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第3号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第5条関係)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第7条関係)

第7号様式 (第8条関係)

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

申請者  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

多摩市エコショップ認定（更新）申請書

多摩市エコショップ認定制度実施要綱第3条の規定により、次のとおりエコショップの認定（更新）を申請します。

店 舗 名			
認定を受ける 店舗の所在地	郵便番号		
担 当 者 名			
電 話 番 号		ファクシ ミ リ番号	
メールアドレス			
レジ袋削減の 推進の取組	1 レジ袋を提供していない。 2 レジ袋を有償で提供している。 3 バイオマス配合率25%以上の表示のあるレジ袋を提供している。 4 プラスチックの厚さが50マイクロメートル以上の表示のあるレジ袋を提供している。 5 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の表示のあるレジ袋を提供している。		
店 舗 の 区 分	1 区分A店舗（スーパーマーケット） 2 区分B店舗（コンビニエンスストア） 3 区分C店舗（その他の小売店舗）		
添付書類（次の書類を添付してください。）			
1 エコショップ認定調査書			
2 廃棄物処理状況調査書（区分C店舗を除く。）			

※ 認定番号 —

第2号様式（第4条関係）

年 月 日  
第 号

殿

多摩市長

多摩市エコショップ認定結果通知書

年 月 日付けで申請があった多摩市エコショップ認定について、貴店を多摩市エコショップとして認定するので、多摩市エコショップ認定制度実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

認定有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

※ 認定番号 ー

第3号様式（第4条関係）

多摩市エコショップ認定書

多摩市エコショップ認定制度実施要綱第4条第2項の規定により、貴店を多摩市エコショップとして認定します。

認定番号：           —   号

認定日：            年   月   日

認定の有効期間：            年   月   日から            年   月   日まで

殿

多摩市長

第4号様式（第5条関係）

認定番号 ー

年 月 日

多摩市長 殿

申請者  
住所  
(所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

多摩市エコショップ認定変更申請書

多摩市エコショップ認定制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり多摩市エコショップの内容の変更を申請します。

記

- 1 認定番号
  
- 2 変更の内容
  
- 3 添付書類
  - (1) 変更の状況の詳しい内容を記載した書類
  
  - (2) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第6条関係）

認定番号	—
------	---

年 月 日

多摩市長 殿

申 請 者  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

多摩市エコショップ年次活動報告書

多摩市エコショップ認定制度実施要綱第6条第2項の規定により、エコショップの取組内容について、次のとおり報告します。

取組内容  
別添書類のとおり

※ ごみの減量化等の取組の実施状況を記載した書類を添付願います。

第6号様式（第7条関係）

年 第 号  
月 月 日

殿

多摩市長

多摩市エコショップ認定取消通知書

年 月 日付けで行った貴店の多摩市エコショップ認定について、下記の理由により認定を取り消すので、多摩市エコショップ認定制度実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

なお、この認定取消しに伴い、速やかに多摩市エコショップ認定書及び多摩市エコショップ認定店表示板を返還願います。

記

認定取消しの理由

第7号様式（第8条関係）

認定番号 ー

年 月 日

多摩市長 殿

申請者  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

多摩市エコショップ認定辞退届出書

多摩市エコショップ認定制度実施要綱第8条の規定により、次のとおりエコショップ認定を  
辞退するので届け出ます。

フリガナ 店 舗 名	
所 在 地	
代 表 者	
担 当 者	
辞退の理由	